

江戸川区公共調達基本条例改正骨子案についての意見

伊藤久雄

○ 定義

現行条例では以下の用語が定義されている。

- 一 公共調達
- 二 公共調達過程
- 三 事業者
- 四 公共工事等
- 五 公共工事過程
- 六 建設事業者

この現行条例の改正にあたっては、以下のように改正すべきだと思います。

- ① 四、五、六、は建設工事に係る定義である。したがって、この3つは削除すべきだと思います。
- ② 条例の目的で付け加えた「適正な労働条件等」などを定義する必要があります。

○ 基本理念

次の項目の定義が必要だと思います。

- ・ 男女共同参画の推進
- ・ 障害者雇用の拡大
- ・ 適正な予定価格算定

○ 適用範囲

- (1) 工事請負契約 1億円以上とすべきです。
- (2) 業務委託契約 1000万円以上とすべきです。
- (3) 指定管理協定 範囲の考え方を明確にすべきです。

○ 受注者の責務

受注者が遵守すべき法令等を列挙すべきです。

- ア 労働基準法
- イ 労働組合法

- ウ 労働安全衛生法
- エ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- オ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律
- カ 労働契約法
- キ 健康保険法

○ 適用される労働者等の範囲に該当しない者

これは条例に規定するのはなじまないと思います。

○ 労働報酬下限額

業務委託は、単価 1 本ではなく、職種種別の労働報酬下限額が必要です。

○ 受注者等が遵守すべき事項

- ・ 労働者への周知は、周知する方法（掲示等）、周知する事項を明記すべきです。
- ・ 提出する書面の種類等を明記するか、規則で定めることを明記すべきです。
- ・ 継続雇用を規定すべきです。

○ 条例施行規則への委任

施行規則も条例改正案と合せて議会に提出し審議すべきだと思います。

○ その他

- ① 現行条例の特定公共事業は廃止すべきです。
- ② 社会的要請型総合評価一般競争入札は、改正条例において対象とした工事請負契約、業務委託契約をすべて対象とすべきです。
- ③ 予定価格の適正算定について、条文を起こす必要があります。